

市第38号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和4年9月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜BUNTA I 及び横浜武道館	中区尾上町6丁目81番地	株式会社YOKOHAMA文体 代表取締役社長 寺木 節太郎	横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例（令和4年6月横浜市条例第24号）の施行の日から令和21年3月31日まで

提 案 理 由

横浜BUNTA I 及び横浜武道館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）